

議案第26号

利根川栗橋流域水防事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、利根川栗橋流域水防事務組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和4年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

提案理由

久喜市の換地処分の実施に伴い、利根川栗橋流域水防事務組合規約を一部変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

利根川栗橋流域水防事務組合理約の一部を変更する規約

利根川栗橋流域水防事務組合理約（昭和39年自治許第84号）の一部を次のように変更する。

別表第3久喜市の項中「南栗橋十二丁目」を「南栗橋十二丁目 伊坂北一丁目 伊坂北二丁目 伊坂中央一丁目 伊坂中央二丁目 伊坂南一丁目 伊坂南二丁目 伊坂南三丁目 松永一丁目」に、「鷺宮六丁目の一部」を「鷺宮六丁目の一部 西大輪一丁目 西大輪二丁目 西大輪三丁目 西大輪四丁目 西大輪五丁目」に改める。

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。

参考 利根川栗橋流域水防事務組合規約

※下線部分改正

改正後		改正前	
別表第3 (第14条関係)		別表第3 (第14条関係)	
市名	区 域	市 名	区 域
久喜市	栗橋 伊坂 松永 間鎌 佐間 高柳 島川	栗橋 伊坂 松永 間鎌 佐間 高柳 島川	栗橋 伊坂 松永 間鎌 佐間 高柳 島川
	小右衛門 中里 北広島 河原代 新井 狐塚	小右衛門 中里 北広島 河原代 新井 狐塚	小右衛門 中里 北広島 河原代 新井 狐塚
	栗橋北一丁目 栗橋北二丁目 栗橋中央一丁目	栗橋北一丁目 栗橋北二丁目 栗橋中央一丁目	栗橋北一丁目 栗橋北二丁目 栗橋中央一丁目
	栗橋中央二丁目 栗橋東一丁目 栗橋東二丁目	栗橋中央二丁目 栗橋東一丁目 栗橋東二丁目	栗橋中央二丁目 栗橋東一丁目 栗橋東二丁目
	栗橋東三丁目 栗橋東四丁目 栗橋東五丁目	栗橋東三丁目 栗橋東四丁目 栗橋東五丁目	栗橋東三丁目 栗橋東四丁目 栗橋東五丁目
	栗橋東六丁目 緑一丁目 南栗橋一丁目 南栗	栗橋東六丁目 緑一丁目 南栗橋一丁目 南栗	栗橋東六丁目 緑一丁目 南栗橋一丁目 南栗
	橋二丁目 南栗橋三丁目 南栗橋四丁目 南栗	橋二丁目 南栗橋三丁目 南栗橋四丁目 南栗	橋二丁目 南栗橋三丁目 南栗橋四丁目 南栗
	橋五丁目 南栗橋六丁目 南栗橋七丁目 南栗	橋五丁目 南栗橋六丁目 南栗橋七丁目 南栗	橋五丁目 南栗橋六丁目 南栗橋七丁目 南栗
	橋八丁目 南栗橋九丁目 南栗橋十丁目 南栗	橋八丁目 南栗橋九丁目 南栗橋十丁目 南栗	橋八丁目 南栗橋九丁目 南栗橋十丁目 南栗
	橋十一丁目 南栗橋十二丁目 伊坂北一丁目	橋十一丁目 南栗橋十二丁目 伊坂北一丁目	橋十一丁目 南栗橋十二丁目
	伊坂北二丁目 伊坂中央一丁目 伊坂中央三丁目	伊坂北二丁目 伊坂中央一丁目 伊坂中央三丁目	
	伊坂南一丁目 伊坂南二丁目 伊坂南三丁目	伊坂南一丁目 伊坂南二丁目 伊坂南三丁目	
	目 松永一丁目 八甫 東大輪 西大輪 外野	目 松永一丁目 八甫 東大輪 西大輪 外野	目 八甫 東大輪 西大輪 外野
上川崎 八甫一丁目 八甫二丁目 八甫三丁目	上川崎 八甫一丁目 八甫二丁目 八甫三丁目	上川崎 八甫一丁目 八甫二丁目 八甫三丁目	
八甫四丁目 八甫五丁目 桜田一丁目 桜田二丁目	八甫四丁目 八甫五丁目 桜田一丁目 桜田二丁目	八甫四丁目 八甫五丁目 桜田一丁目 桜田二丁目	
丁目 桜田三丁目 桜田四丁目 桜田五丁目	丁目 桜田三丁目 桜田四丁目 桜田五丁目	丁目 桜田三丁目 桜田四丁目 桜田五丁目	
鷺宮六丁目的一部 西大輪一丁目 西大輪二丁目	鷺宮六丁目的一部 西大輪一丁目 西大輪二丁目	鷺宮六丁目的一部	
目 西大輪三丁目 西大輪四丁目 西大輪五丁目	目 西大輪三丁目 西大輪四丁目 西大輪五丁目		
春日部市	小洩 八丁目的一部 不動院野 樋籠	春日部市	小洩 八丁目的一部 不動院野 樋籠